

門真市民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する当該建築物の所有者に対して、予算の定める範囲内で門真市民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき必要な事項を定め、もって民間建築物の耐震診断の実施を促進し、安全な市民生活の確保に資することを目的とする。

(交付期間及び見直し)

第2条 補助金の交付期間は、令和8年度から令和10年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、補助効果及び補助のあり方等を勘案した上で、交付期間、補助対象事業、補助率等について見直しを行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造（混構造を含む。）で、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これらに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるもの（以下「兼用住宅」という。）に限る。）に該当するもの
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第4条第2項第3号の規定により定められた指針に基づき行う診断
- (3) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等

(4) 耐震診断技術者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 木造住宅の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 一般財団法人日本建築防災協会が主催する平成 24 年度以降に開催された木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築

(イ) 公益社団法人大阪府建築士会（昭和 32 年 12 月 16 日に社団法人大阪府建築士会という名称で設立された法人をいう。）が主催する平成 24 年度以降に開催された既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

(ウ) その他市長が(ア)又は(イ)と同等以上の技術を有すると認めた者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建築士法第 2 条第 1 項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断講習会を受講し、受講終了者として都道府県に登録した者

ウ 耐促法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の耐震診断においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者

(5) 意匠棟 建築基準法において、一の建築物として適用されるものをいう。

(6) 構造棟 一の建築物のうち 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建物の当該建物の部分をいう。
(補助対象建築物)

第 4 条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもののうち、かつ、次に掲げる全ての要件に該当する建築物とする。

(1) 原則として、法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けていること。ただし、木造住宅については、この限りでない。

(2) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（兼用住宅を含む。）で、現に居住

し若しくはこれから居住しようとするもの、耐促法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）で現に使用しているもの又は耐促法第 7 条第 3 号に掲げる要安全確認計画記載建築物であること。

（補助対象者）

第 5 条 補助の対象となる者は、補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する区分所有者の団体。以下同じ。）とする。

（補助額）

第 6 条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を着手する前に、門真市民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の法第 6 条第 3 項に規定する補助対象建築物の確認通知書の写し又は建築工事着手年月日が推測できるもの
- (2) 法第 7 条第 3 項に規定する補助対象建築物の検査済証の写し又は建築工事着手時の建築基準法の規定に適合していることが推測できるもの（明らかに適合していると推測できるもの及び木造住宅についてはこの限りでない。）
- (3) 補助対象建築物の登記事項証明書等
- (4) 補助対象建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の履歴事項全部証明書
- (5) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震診断実施に係る決議書の写し
- (6) 前項の場合を除き、補助対象建築物の所有者と占有者若しくは居住者が

異なる時は、耐震診断の実施をしてよい旨の占有者又は居住者の同意書

(7) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、耐震診断を行った事業者に補助金の受領を委任することができる。

3 申請者は、前項の規定による委任をするときは、門真市民間建築物耐震診断補助金交付申請書に門真市民間建築物耐震診断補助金代理受領予定届出書（様式2号）を添えて市長に届け出なければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、門真市民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、門真市民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（耐震診断の着手）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、当該耐震診断に着手したときは、直ちに門真市民間建築物耐震診断着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助申請の取下げ）

第10条 補助決定者は、第8条の規定による通知を受け取った場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又は交付条件に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に門真市民間建築物耐震診断補助金交付申請取下げ届（様式第6号）を市長に提出することにより、当該補助金の交付に係る申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、第7条の規定に基づく当該補助金に係る交付決定はなかったものとする。

（耐震診断の変更）

第 11 条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた後、当該交付決定に係る申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ門真市民間建築物耐震診断補助金交付申請内容変更承認申請書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

- (1) 門真市民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書の写し
- (2) 変更内容がわかる書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更し、門真市民間建築物耐震診断補助金交付申請内容変更承認通知書（様式第 8 号）により補助決定者に通知するものとする。

（耐震診断の中止）

第 12 条 補助決定者は、事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに門真市民間建築物耐震診断補助金交付中止届（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 門真市民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

（耐震診断の報告）

第 13 条 補助決定者は、耐震診断終了後、速やかに門真市民間建築物耐震診断報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断技術者が作成した補助対象建築物の耐震診断報告書
- (2) 要安全確認計画記載建築物にあつては第三者機関による評定書の写し
- (3) 耐震診断費用に係る領収書の写し
- (4) 耐震診断費の明細書又はその写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助決定者が第 7 条第 2 項の規定による委任をするときは、前項の書類のほか、門真市民間建築物耐震診断補助金の代理受領に係る委任状（様式第 11 号）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、前項第 3 号の「耐震診断費

用に係る領収書の写し」とあるのは「耐震診断に係る請求書の写し及び当該請求書に記載された請求金額から補助額を差し引いた額の領収書の写し」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を決定し、門真市民間建築物耐震診断補助金交付指令書（様式第 12 号）により補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助決定者から第 7 条第 2 項の規定による委任をする場合において、前項の規定により補助金が交付されたときは、当該委任を受けた事業者は、速やかに補助額を記載した領収書を補助決定者に対して交付し、その写しを市長に提出しなければならない。

3 前項の提出があったときは、市長は補助決定者に対して補助金を交付したものとみなす。

(決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助決定者が補助金規則第 15 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、門真市民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第 13 号）により、期限を定めてその返還を命じることができ

(補助決定者に対する指導)

第 16 条 市長は、補助決定者に対して、当該補助に係る民間建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(細目)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

(要安全確認計画記載建築物に係る書類の報告期限)

- 2 補助対象建築物のうち要安全確認計画記載建築物にあつては、補助決定者は、平成 30 年 12 月 31 日までに第 13 条に定める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の門真市民間建築物耐震診断補助金交付要綱第 4 条及び第 7 条第 2 号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 7 条及び第 10 条の改正規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の門真市民間建築物耐震診断補助金交付要綱第 4 条第 2 号及び第 6 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 4 号の改正規定（「社団法人」を「公益社団法人」に改め、「大阪府建築士会」の次に「(昭和 32 年 12 月 16 日に社団法人大阪府建築士会という名称で設立された法人をいう。)」を加える部分に限る。）は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

項	区 分	補助対象経費	補助基本額	補助額
1	耐促法第14条第1項第1号で定めるもののうち、学校、病院及び老人ホーム並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第6条第1項第2号、第8号及び第9号に定めるもので同条第2項各号で定める規模以上の特定既存耐震不適格建築物に係る耐震診断補助	耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費及び修繕費を除く。以下「耐震診断費等」という。）	耐震診断費等と付表1に定める補助限度額とを比較していずれか少ない方の額	補助基本額の3分の2に相当する額（ただし、一の構造棟につき1,332,000円を限度とする。）
2	1の項に掲げる以外の特定既存耐震不適格建築物（ただし、住宅を除く。以下同じ。）に係る耐震診断補助	1の項に掲げる以外の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断費等	耐震診断費等と付表1に定める補助限度額とを比較していずれか少ない方の額	補助基本額の2分の1に相当する額（ただし、一の構造棟につき1,000,000円を限度とする。）
3	木造住宅に係る耐震診断補助	木造住宅の耐震診断費等	耐震診断費等と付表1に定める補助限度額とを比較していずれか少ない方の額	補助基本額の11分の10に相当する額（ただし1,000,000円を限度とする。）

4	木造住宅以外の住宅に係る耐診断補助	木造住宅以外の住宅の耐震診断費等	耐震診断費等と付表1に定める補助限度額とを比較していずれか少ない方の額	補助基本額の2分の1に相当する額（ただし、一の構造棟につき1,000,000円を限度とする。）
5	要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断	要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断等	耐震診断等に要した費用（その額が建築物の耐震改修の促進に関する法律第23条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を定める件（平成25年国土交通省告示第1060号）に基づき算定した額を超えるときは当該算定した額）から耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成25年5月29日国住市第54号国土交通省事務局長通知。）に基づき交付される補助金の額を控除した額	

付表 1

項	区 分	補助限度額
1	特定既存耐震不適格建築物に係る耐震診断補助	付表 2 に定める面積単価で算出した額（ただし、一の意匠棟に 2 以上の構造棟が存する場合は、付表 2 に定める面積単価で算出した額を意匠棟の床面積に対する各構造棟の床面積の割合により算出した額）
2	木造住宅に係る耐震診断補助	1 戸当たり 55,000 円として算出した額と 1 平方メートル当たり 1,100 円として算出した額とを比較していずれか少ない方の額
3	木造住宅以外の住宅に係る耐震診断補助	1 戸当たり 55,000 円として算出した額と付表 2 に定める面積単価で算出した額とを比較していずれか少ない方の額（ただし、一の意匠棟に 2 以上の構造棟が存する場合は、1 戸当たり 55,000 円として算出した額と付表 2 に定める面積単価で算出した額とを比較していずれか少ない方の額を意匠棟の床面積に対する各構造棟の床面積の割合により算出した額）

付表 2

項	区 分	面積単価
1	延べ面積 1,000 平方メートル以内の部分	1 平方メートル当たり 3,670 円
2	延べ面積 1,000 平方メートルを超えて 2,000 平方メートル以内の部分	1 平方メートル当たり 1,570 円
3	延べ面積 2,000 平方メートルを超える部分又は一戸建て住宅	1 平方メートル当たり 1,050 円

